

1 平成28年1月から、 社会保障、税、災害対策の行政手続で マイナンバーが必要になります。(内閣府)



マイナンバーは社会保障・税・災害対策分野の中で法律で定められた行政手続にしか使えません。



※ このほか、社会保障、地方税、災害対策に関する事務やこれらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務にマイナンバーを利用することができます。

■平成28年1月からマイナンバーを利用します。情報連携は平成29年1月、平成29年7月から順次始まります

マイナンバーは、国や地方公共団体などで、社会保障、税、災害対策の3つの分野のうち、法律か自治体の条例で定められた手続でのみ使用されます。

平成28年1月以降、年金、医療保険、雇用保険、福祉の給付や税の手続などで、申請書等にマイナンバーの記載が求められます。

■マイナンバーは法律で定められた目的以外で利用することはできません

マイナンバーは、法律で定められた目的以外にむやみに他人に提供することはできません。他人のマイナンバーを不正に入手したり、他人のマイナンバーを取り扱っている人が、マイナンバーや個人の秘密が記録された個人情報ファイルを他人に不当に提供したりすると、処罰の対象になります。

注) 内閣府ホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/download/jigyousiryoushou.pdf> より転載。

上記アドレスをクリックしますと該当ホームページへ移動いたします